

巻頭言

SNS事業者の規律モデルについて

JILIS 副理事長

曾我部 真裕

はじめに

2022年8月、総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」（以下、「PF研」という。）において、「第二次とりまとめ」が公表された¹⁾。そこでは、プラットフォームサービスのうち特にSNSを念頭に、誹謗中傷および偽情報対策が論じられ、事業者に透明性や説明責任を求めるというアプローチが示されている。

筆者は、2022年4月21日開催の第35回PF研の場²⁾で、情報法の観点から、こうしたアプローチが支持される旨の発表を行う機会を得たが、ここではそこで論じたことを改めて紹介しておきたい。

誹謗中傷対策におけるミクロの観点とマクロの観点

誹謗中傷対策というとき、ミクロの観点とマクロの観点とが区別され、双方を考慮する必要があると考える。マクロの対策というのは、誹謗中傷の総量を減らす対策である。SNS事業者の取組だとか、ユーザーのリテラシーなどである。他方で、ミクロ的な対策は、個別の被害者救済である。これは、最終的には訴訟で解決される。

プロバイダ責任制限法（以下、「プロ責法」という。）は両者に関わりと位置づけられる。すなわち、発信者情報開示は個々の救済に資する一方で、免責規定を通じて削除対応を一般的に促すということもあるだろう。

マクロの観点での3つのモデル

そして、マクロの観点では、自由放任モデル、伝統的な法規制モデル、共同規制モデルという3つが考えられる。自由放任モデルは、SNSに関して特段の規定を設けず、民法、刑法、その他一般法の規律に委ねるというモデルである。伝統的な法規制モデルというのは、義務を課して、その違反の責任を問うという伝統的な法規制の考え方をSNSの規律に関しても導入するというものである。それから、共同規制モデルは、情報流通の適正確保の義務を課して、透明性の確保等を通じて担保するというものである。

なお、あるべき規律の構想に関しては、誹謗中傷問題以外との平仄確保も重要である。様々な規律領域全体を通じてある種のインテグリティないし一貫性を考えるとということも当然あるべき視点として求められる。また、その際、SNS事業者がアーキテクチャの設計者としての側面をもつということも考える必要がある。

自由放任モデル

これは、SNS事業者に対する特段の規律を設けず一般法に委ねるモデルである。日本で言えば、プロ責法以前の世界はこれだろうと考える。同法制定以後は、純粋な自由放任モデルではなくなっていると思われるが、依然としてそれに近い状態であり、今日、その是非が問われている。

その自由放任モデルがこのままでいいのかということとの関係で考慮すべき点として、ウェブ2.0による情報空間の変容と諸権利間の関係のリバランスの必要性がある。すなわち、SNSの普及によって情報拡散力が飛躍的に向上し、違法・有害情報の拡散も同様に飛躍的に向上したことから、表現の自由と人格権等との従来の調整のあり方の是非が問われている。また、アテンションエコノミーだとか、選択的接触による感情の刺激というところで、「炎上」が頻発する、偽情報が拡散する等々の問題が生じている。

こうした中で、自由放任モデルでは対応できない要因の1つとして、発信者に対する法執行の困難性というのがある。一般法では、基本的には発信者の責任を問うということが第一義になるわけだが、発信者が膨大であり、一定の匿名性もあるために、それが困難であるということである。そこでゲートキーパーとしてのプラットフォーム規律というのが求められる、あるいは、その可能性に着目されるということがある。

他方で、プラットフォーム、SNS事業者の責任ということの根拠としては、危険を伴う場の運営者であるという点に着目される。すなわち、上記のような拡散性や選択的接触は、リツイートのような機能や、アルゴリズムに

1) 総務省「『プラットフォームサービスに関する研究会第二次とりまとめ』及び意見募集の結果の公表」（2022年8月25日（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000173.html））。

2) 当該会合で用いた発表資料は、「プラットフォームサービスに関する研究会（第35回）配布資料」（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/platform_service/02kiban18_02000199.html）で公表されている。

